

平成 29 年度与党税制改正大綱について（会長談話）

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定されました。

今回の大綱では、指定都市が長年求めてきた「県費負担教職員の権限移譲」として、個人道府県民税所得割の 2% が、指定都市所在道府県から指定都市へ移譲されることが盛り込まれました。関係者の皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。

「償却資産に対する固定資産税」については、中小企業の新規設備投資に対する軽減措置の対象資産が拡充されました。固定資産税は応益負担であり、国の経済対策として市町村の重要な基幹税目の軽減措置が拡充されたことは残念に思います。

また、「配偶者控除の見直し」については、女性活躍推進の観点からは一歩前進したものと思いますが、引き続き、働き方に中立的な税制の検討が必要であると思います。併せて、地方財政に影響が生じないように配慮していただきたいと思います。

今後とも、国においては、指定都市が緊急かつ重要な施策を積極的に推進していけるよう、地方税財源の拡充・強化など税財政制度の改正を行われるよう求めます。

平成 28 年 12 月 8 日
指定都市市長会会長
林 文子